

定 款

2020年 6 月 25 日改正

三菱ロジスネクスト株式会社

三菱ロジスネクスト株式会社 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は三菱ロジスネクスト株式会社と称し、英文ではMitsubishi Logisnext Co.,Ltd.と記載する。

(所在地)

第 2 条 当社は本店を京都府長岡京市に置く。

(目 的)

第 3 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) フォークリフト等の産業用運搬機械およびコンベヤ、エレベーター、パレット等の輸送用機械器具ならびに部分品の製造、販売修理
- (2) 物流搬送システム機械装置およびその保管システム機器ならびに部分品の製造、販売修理
- (3) 土木建設機械および農林業機械ならびに部分品の製造、販売修理
- (4) フィルム・繊維・印刷等の自動巻取機、機関車、モノレールカー、計量器ならびに部分品の製造、販売修理
- (5) 中古フォークリフト等の中古産業用運搬機械、中古土木建設機械および中古農林業機械ならびにその部分品の販売修理
- (6) 床面清掃機、床面洗浄機、廃棄物処理装置等の環境機器およびその部分品の製造、販売修理
- (7) 前各号に関する製品のレンタル、リース
- (8) 充電器、モーター等の電機機器、産業用エンジンおよびミッションならびに部分品の製造、販売修理
- (9) 土木工事、建築工事、鋼構造物工事、機械器具の設置工事、電気工事、電気通信工事の設計、施工、監理の請負
- (10) コンピューターハードウェアの設計、製作および販売ならびにソフトウェアの開発、販売
- (11) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務
- (12) 労働者派遣事業
- (13) 前各号に掲げる製品の取扱等に関する指導ならびに研修会、講習会の開催
- (14) 前各号に付帯または関連する一切の業務

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監査人
- (公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告による。

ただし、事故その他のやむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法によりこれを行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は392, 725, 256株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

ただし、当社が譲渡する自己株式を保有していないときは、この限りでない。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

3. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。

(株式取扱規則)

第 12 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか必要のある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者をもって、株主としての権利を行使することのできる株主または登録質権者とする。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集する。

2. 前項のほか必要のある場合には、臨時株主総会を招集する。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として株主総会に出席し議決権を行使することができる。

ただし、その株主または代理人は株主総会ごとにあらかじめ代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議 長)

第 16 条 株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれに当る。

2. 前項の取締役に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第 19 条 株主総会の議事については議事録を作り、これに法務省令に定めるところに従い議事の経過の要領およびその結果等を記載する

第 4 章 取締役および取締役会

(定 員)

第 20 条 当会社には取締役15人以内を置く。

(選 任)

第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 取締役会はその決議をもって、取締役の中から代表取締役若干人を定める。

2. 取締役会はその決議をもって、取締役の中から取締役会長、取締役社長各1人、専務取締役および常務取締役若干人を定めることができる。

(取締役会の招集)

第 24 条 取締役会は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。

2. 前項の取締役に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

3. 取締役会招集の通知は、会日より3日前までに各取締役および各監査役に対し発するものとする。

ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

(取締役会の決議)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会の議事については、議事録を作りこれに法務省令に定めるところに従い議事の経過の要領およびその結果等を記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。

(取締役の責任限定契約)

第 30 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(定 員)

第 31 条 当社には監査役 5 人以内を置く。

(選 任)

第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主

総会の終了の時までとする。

２．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第 34 条 監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集）

第 35 条 監査役会招集の通知は、会日より 3 日前までに各監査役に対し発するものとする。

ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

（監査役会の決議）

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第 37 条 監査役会の議事については、議事録を作りこれに法務省令に定めるところに従い議事の経過の要領およびその結果等を記載し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（報酬等）

第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

（監査役の責任免除）

第 39 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。

（監査役の責任限定契約）

第 40 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

（選 任）

第 41 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

（任 期）

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までとする。

２．前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再

任されたものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 43 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第 44 条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とし、基準日現在の株主名簿に記載された株主または登録質権者に支払う。

2. 配当財産が金銭である場合は、支払い開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

以 上